

(第2号議案)

定款の一部変更（案）

－ 定款新旧対照表 －

新	旧
第3章 会員 (資格の喪失) 第8条 会員は、次の各号の一該当する場合に 至ったときには、その資格を失う。 (1) (2) (3) (4) 正当な理由がなく会費を <u>3年</u> 以上 滞納したとき	第3章 会員 (資格の喪失) 第8条 会員は、次の各号の一該当する場合に 至ったときには、その資格を失う。 (1) (2) (3) (4) 正当な理由がなく会費を <u>5年</u> 以上 滞納したとき

附則

6 改定後の定款は、令和4年5月20日から施行する。